

国家公務員法等の一部を改正する法律

参考資料

幹部職員人事の一元管理等

趣旨

職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、内閣において幹部職員人事の一元管理等を行う。

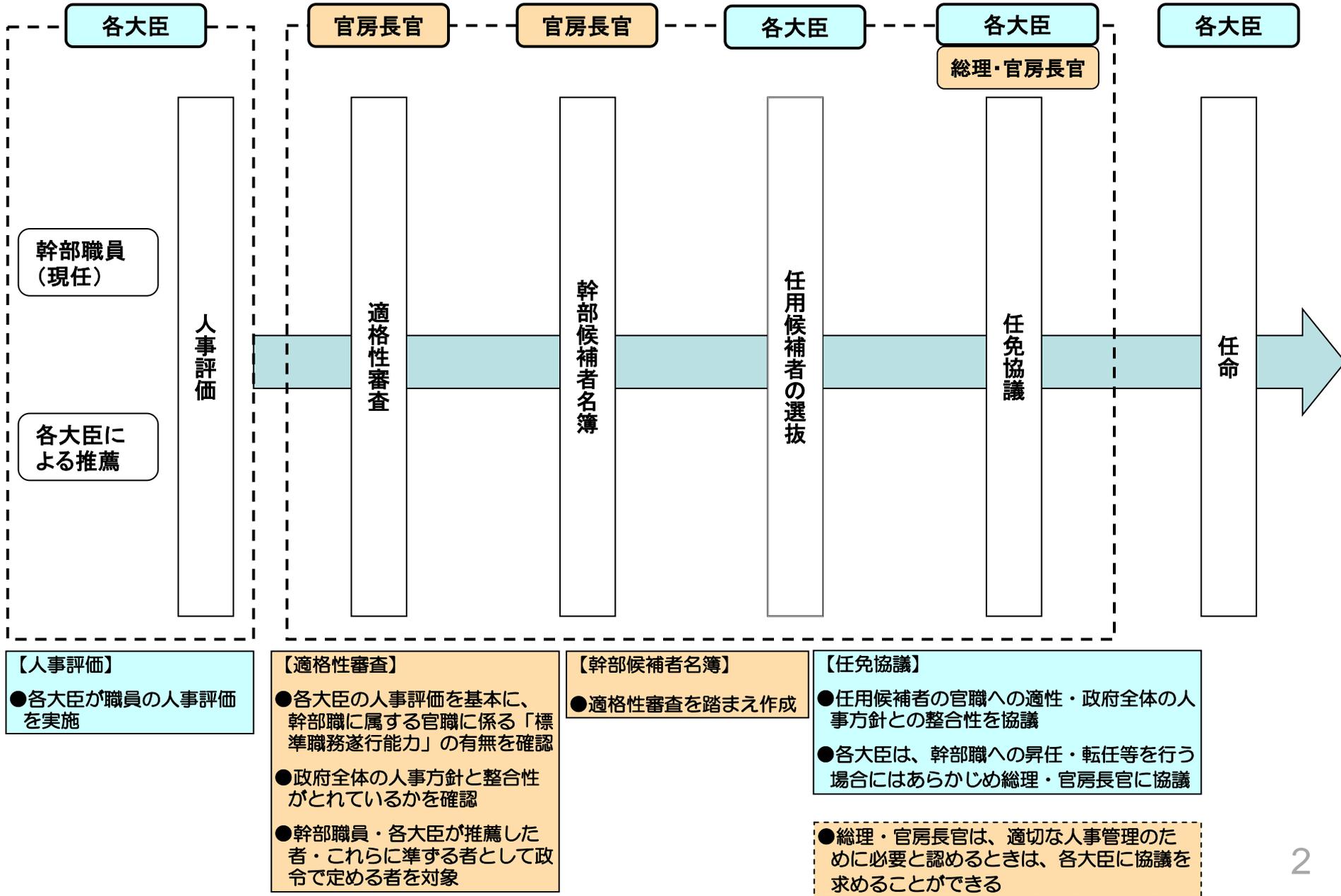
具体的内容

	内 容
(1) 幹部職員人事の一元管理等	<ul style="list-style-type: none">① 幹部職（本府省の事務次官級・局長級・部長級）に係る適格性審査の実施、幹部候補者名簿の作成② 内閣総理大臣・内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の任用③ 幹部職員の降任の弾力化に関する特例④ 管理職（本府省の課長級・室長級）への任用に係る基準その他の指針の整備
(2) 幹部候補育成課程	<ul style="list-style-type: none">① 内閣総理大臣が定める基準に基づく各大臣等による設置・運用② 内閣総理大臣による運用の管理
(3) その他府省横断的な人事管理のための方策	<ul style="list-style-type: none">① 任命権者を異にする官職への任用の指針の整備② 官民の人材交流の指針の整備③ 幹部職員等の人事情報の管理

※ 人事院、検察庁、会計検査院、警察庁、外局として置かれる委員会その他の行政機関の幹部職等について、職務の特殊性を踏まえた適用除外その他所要の規定を整備

※ 一般職の国家公務員に加え、防衛省の本省内部部局の職員についても措置

幹部職員の任用に係るプロセス(イメージ)



内閣人事局

設置趣旨

幹部職員人事の一元管理等に関する事務を担うとともに、政府としての人材戦略を推進していくため、人事管理に関連する制度について、企画立案、方針決定、運用を一体的に担う内閣人事局を設置する。

内閣人事局の事務

- ① 幹部職員人事の一元管理等に関する事務（新設）
- ② 幹部候補育成課程に関する事務（新設）
- ③ 総人件費の基本方針に関する事務（新設）

- ④ 国家公務員制度の企画・立案に関する事務、各行政機関の人事管理に関する方針及び計画の総合調整に関する事務
- ⑤ 標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、人事評価、服務、退職管理等に関する事務
- ⑥ 優れた人材の養成・活用に関する事務、試験の対象官職、種類及び確保すべき人材に関する事務、各府省が行う研修の総合的企画及び調整に関する事務
- ⑦ 退職手当及び特別職の給与制度に関する事務
- ⑧ 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法、職務の級の定数の設定及び改定に関する事務
- ⑨ 機構・定員管理に関する事務 など

※1 ①の事務に関し、適格性審査及び幹部候補者名簿に関する政令を定めるにあたっては、あらかじめ人事院の意見を聴取することとする。

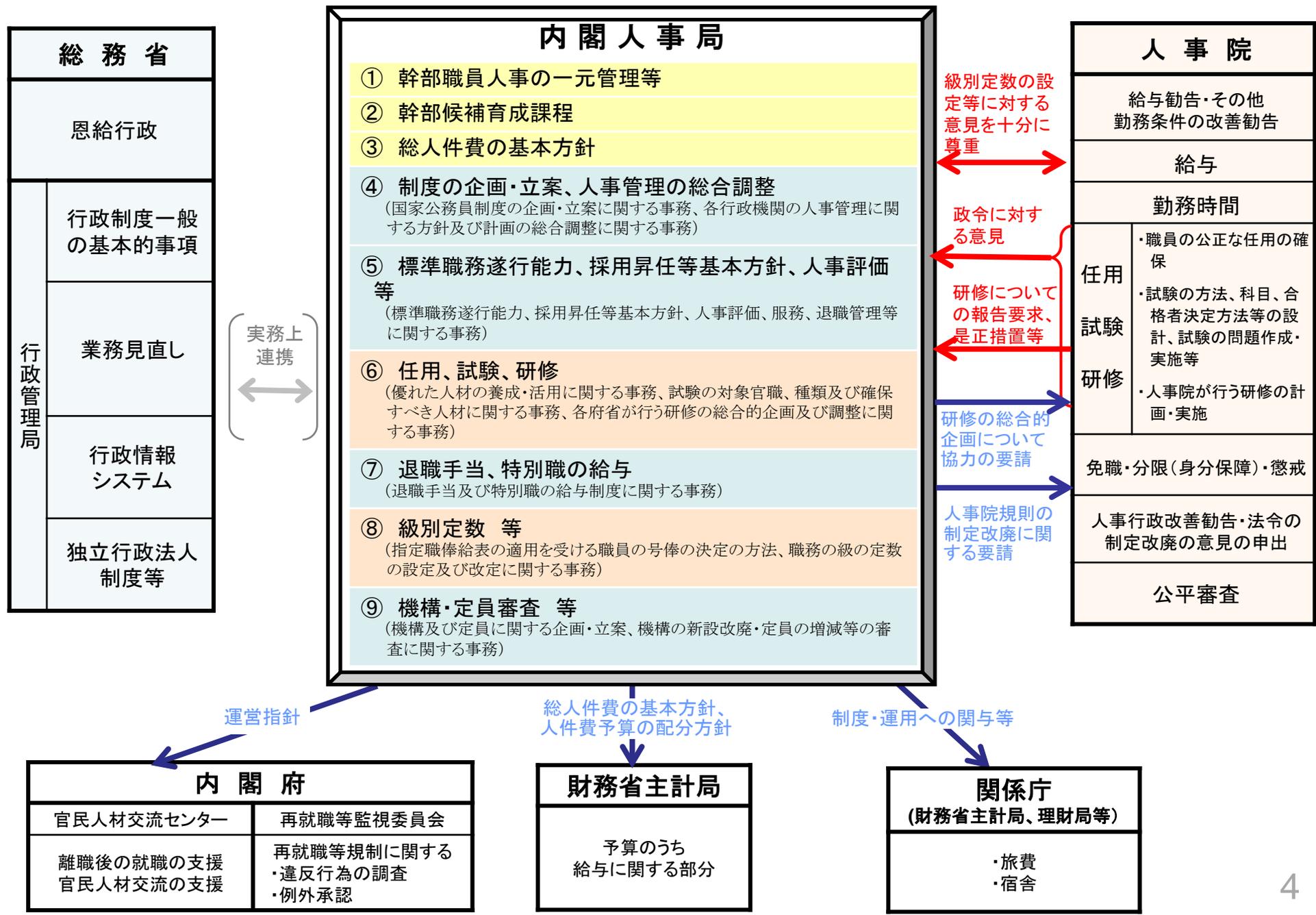
※2 人事評価及び⑥の事務に関し政令を定めるにあたっては、あらかじめ人事院の意見を聴取することとする。
(⑥に関連し、人事院は、公正な任用の確保に関する事務、採用試験の方法及び試験機関としての試験の実施等に関する事務、自ら行う研修の計画・実施及び各府省の研修の監視等を担う。)

※3 ⑧の設定等にあたっては、あらかじめ人事院の意見を聴取し、当該意見を十分に尊重することとする。

※4 内閣総理大臣は、人事院規則の制定・改廃に関し必要がある場合、人事院に要請することができることとする。

内閣人事局について(イメージ)

※主な機能について記載



内閣総理大臣補佐官・大臣補佐官

設置趣旨

議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、国家公務員制度改革基本法に規定する国家戦略スタッフ、政務スタッフに関する措置として、内閣総理大臣補佐官の所掌事務を変更するとともに、各府省に特に必要がある場合に大臣補佐官を置くことができることとする。

主な内容

内閣総理大臣補佐官

大臣補佐官

設置

内閣官房に設置

特に必要がある場合に、各府省に設置できる

定数

5人以内

各大臣に1人以内
(内閣府6人以内、復興庁及び各省1人以内)

職務内容

総理の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る総理の行う企画及び立案について、総理を補佐する
※現在の内閣総理大臣補佐官の所掌事務を変更

大臣の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐する

任免

総理の申出により、内閣が行う

各大臣の申出により、内閣が行う

その他

国会議員の兼任や非常勤の勤務形態を可能とする

※ 大臣補佐官の職務遂行に当たっての規範や任命に当たっての手續等に関する運用ルールを整備する。5